

介護基盤人材確保等助成金

1 概要

介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主であって、介護労働者の定着率改善を図るとともにその雇用管理の改善を推進するために特定労働者を雇い入れたと認められる場合に限り、6か月の期間に特定労働者1人当たり70万円を上限として助成するものです。

2 内容

(1) 主な支給の要件

- ① 介護労働者の雇用管理の改善等に関する認定を受けた事業主であること。
- ② 介護基盤人材確保等助成金申請計画の認定を受けた事業主であること。
- ③ 改善計画期間内に措置することとされた雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、保健医療サービス又は福祉サービスの提供に1年以上従事した経験を有し、かつ、社会福祉士、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員（1級）のいずれかの資格を有する者、又はサービス提供責任者として実務経験1年以上の者を「特定労働者」として、新サービスの提供等に係る業務（その改善計画期間内で措置されることとなる雇用管理改善に関連するものを含む。）に就く特定労働者を1名以上雇用した場合に支給対象とします。
また、支給の対象となる特定労働者は3人までとします。

(2) 支給額

最初の特定労働者の雇い入れの日から起算して6か月の期間に限り、
特定労働者1人当たり70万円を限度に支給します。（1事業主当たり3人まで）

※助成対象期間は認定計画に定められた計画期間において、最初の特定労働者を雇い入れた日から起算して6か月です。

(1) 受給のための手続

この助成金を受給しようとする事業主は、計画期間の最初の日（新サービスの提供等の開始又は最初の特定労働者の雇い入れのいずれか早い方の日）から遡って6か月前の日以降、計画期間開始の**1か月前の日**までに、介護基盤人材確保助成金申請計画書に必要書類を添付して、事業主（企業単位）の主たる事業所の所在地を管轄する（財）介護労働安定センターに提出してください。また、都道府県知事に対する改善計画認定申請書も（財）介護労働安定センターに提出してください。

3 問い合わせ先

上記以外にも要件がある場合がありますので、詳しくは
（財）介護労働安定センター秋田支部又は秋田労働局にお尋ねください。